

中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の新たな展開

王先林¹

目次

- 一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の背景と法律的根拠
- 二、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の司法および法執行における実践
- 三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の主な内容
- 四、中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定状況

一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の背景と法律的根拠

知的財産権制度は、権利保護がその主要な目的であり、権利がしっかりと効果的に保護されてこそ、知的財産権制度のもつイノベーション促進機能が発揮される。しかし、知的財産権の保護は絶対的なものとすることはできず、合理的かつ適切な限度を定める必要がある。なぜなら、知的財産権の保護は本質的にいって利益の境界線の設定と調整に関する問題であり、中国国内において、それは知的財産権の所有者（社会における個人）と大衆（消費者、競争当事者、さらにそれを代表する社会全体）との間の利益のバランス、および公正と効率の調和に関することであり、国際的にも、それは複数の国家・地区間での利益の調整にかかわる事柄だからである。さらに、知的財産権の取得そのものは合理的かつ合法的なものであったとしても、その権利を実際に行使する際、その行為が正当か否かの問題が存在する。つまり、正当に獲得した知的財産権が濫用される可能性があるのである。

知的財産権の濫用とは、知的財産権の正当な行使と対立する概念であり、知的財産権の権利者がその権利を行使する際に法律の許容する範囲、または正当性の限界を超えることを指す。それは当該権利の不正利用であり、他者の利益と社会の公共の利益に損失をもたらす行為である。知的財産権が顕著な特徴と重要な経済的意義を持つため、権利者によって不当利用されやすく、その結果、正常な市場競争が破壊されてしまう。例えば、知的財産権の行使の過程において、権利者は往々にしてライセンス方式を利用して不当に自己の有する知的財産権の内容を拡張し、あるいは知的財産権のもたらす有利な立場を利用して市場競争を不正に制限することにより、不当な利益を得ようとする。

以上を踏まえると、知的財産権とは単なる保護の問題だけでなく、知的財産権の濫用防止を含む、全面的かつ多元的な制度体系であると言える。事実、先進国においては知的財産権の保護を重視するとともに、知的財産権の濫用防止も同様に重視している。そして、知的財産権の保護水準が高く、権利保護に注力している国においては、知的財産権の濫用防止に関しても同じように注力している。その理由の一つは、権利の濫用には権利の存在と権利保護の程度という前提と基礎があり、知的財産権保護の水準が高く、また注力の度

¹ 王先林、法学博士、上海交通大学特別招聘教授、博士課程指導教官、法学院常務副院長、競争法律と政策研究センター主任、国務院独占禁止委員会専門家諮問団メンバー、上海市法学界競争法研究会会長。WANG Xianlin, PhD in law, distinguished professor and executive dean of Shanghai Jiao Tong University Law School, director of Center for Competition Law and Policy, expert of Consultation Group of Antimonopoly Commission of the State Council, PRC, president of Competition Law Association of Shanghai Law Society.

合いが高ければ高いほど、濫用される可能性はより高くなり、それに比例して、濫用された後のリスクもより高くなることにある。その一方で、知的財産権の保護水準が高い先進国において、その市場システムは比較的健全であり、付帯する関連法律制度も比較的完備されている。特に比較的健全な競争関連法律制度により市場競争における自由と公平性が確保されており、知的財産権の濫用を含む違法な競争制限行為に比較的厳格な規制が敷かれている。

開発途上国も知的財産権制度を構築する過程において、同様に各当事者への利益の均衡や競争に有利な方式を採用しており、少なくとも知的財産権の濫用行為において相応の制限措置を設けている。英国知的財産権委員会『知的財産権と開発政策の相互結合』の報告が示すところによると、開発途上国の制度の実施システムには、ある知的財産権が有効かどうかを決定する権利、並びに「戦略的訴訟」(strategic litigation)に類する制限的事業行為の知的財産権に対する潜在的濫用を阻止する権利がなければならない。例えば、開発途上国が圧力を受けて容易に差止命令を取得できるシステムを確立させた事例があるが、そうなった場合、知的財産権の所有者が訴訟を起こす権利を濫用する可能性があり、合法的な競争が阻害される危険がある。その報告では、開発途上国はさらに競争政策を重視・強化する必要があると述べられており、さらに開発途上国の知的財産権関連法の策定に協力している先進国と国際機関に対し、それらの国が適切な競争関連法とその実施体系を策定する点においても援助を与えるよう提言している²。

中国においては、知的財産権法制度の法整備が進むにつれ、知的財産権保護の度合いは引き続き強まっており、知的財産権の濫用行為も時折発生し、競争を排除又は制限する行為もますます増加している。早くも 2005 年度国家ソフトサイエンス研究計画重点委託研究課題成果の『中国における多国籍企業の知的財産権濫用状況とその対策についての研究報告』³において、すでに多国籍企業が中国においてその有利な立場を濫用して競争制限行為をしたいくつかの代表的な手法が紹介されている。主要なものとして、ライセンス拒絶、抱き合わせ販売、差別対価、略奪的価格戦略または不当高価格等が列举され、同時にマイクロソフト社、シスコシステムズ社、DVD 特許連盟、インテルとゼネラルモーターズ等、知的財産権濫用による競争の排除又は制限の疑いのある事例が挙げられている。

以上を踏まえ、中国は引き続き知的財産権の保護を強化するとともに、知的財産権の濫用を引き続き法律的に規制する方法を模索している。2008 年 6 月 5 日に国務院が公布した『国家知的財産権戦略綱要』の「前文」の部分において、中国では現在「知的財産権濫用行為が時折発生しており」、その規定に関する重要戦略の一つは「知的財産権濫用の防止」であり、「関連法律法規を制定し、知的財産権の合理的限界を定め、知的財産権の濫用を防止し、公平な競争市場の秩序と公共の合法的な権益を維持し保護する」よう訴えている。こうして知的財産権の保護と同様、知的財産権濫用の問題の防止が重要な国家戦略の一つとして位置付けられた。

現段階において、中国で知的財産権の濫用を規制する主要な法律的根拠は、『独占禁止法』である。当該法第 55 条では以下のように規定されている。「事業者が知的財産権に関連する法律又は行政法規の規定にしたがって知的財産権を行使する行為については、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除し、又は制限する行為については本法を適用する」。これは中国の知的財産権濫用による独占的行為に対する基

² 以下を参照：英国知的財産権委員会：『知的財産権と開発政策の相互結合』、147 ページ、ロンドン、2002 年 9 月

³ ソフトサイエンス研究計画番号：2005DGS2D053。安徽大学法学院、上海交通大学法学院連合研究課題グループ、王先林主催、2015 年。『週刊ビジネス（原題：商务周刊）』2005 年第 21 期で『多国籍企業の中国における知的財産権の濫用』をテーマとして報告した際の主な内容。

本的な態度を表している。

二、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の司法および法執行における実践

中国において独占禁止法が実施された期間はまだ短く、知的財産権の関連領域において独占禁止法を執行した事例はまだあまり多くない。しかし独占禁止法関連の民事訴訟または独占禁止法関連の行政執行等においていくつかの事例がすでに発生しており、それらの事例における調査と処理に関し、中国国内外から幅広い注意を集めた。以下に、現時点でこの分野における主要な事例について紹介する。

(一) 華為技術有限公司対米国インターデジタル・テクノロジー・コーポレーション (IDC)、インターデジタル・コミュニケーションズ・インク、インターデジタル・インク独占禁止法違反事件⁴

2011 年 12 月 6 日、華為技術有限公司（以下「ファーウェイ」という。）は深圳市中級人民法院に以下の内容で訴訟を提起した。原告は中国『独占禁止法』の規定を根拠に、被告インターデジタル・テクノロジー・コーポレーション (IDC)、インターデジタル・コミュニケーションズ・インク、インターデジタル・インク（以下、総称して「インターデジタル」という。）は、3G 無線通信標準必須特許ライセンス市場において支配的な地位を有しており、アップルやサムスン等の企業と比較して、被告の原告に対する標準必須特許のロイヤルティーは不当に高価格であり、差別対価に当たるとした。被告はさらに、全世界で原告が所有するすべての特許を被告に無償で被告にライセンスするよう要求したが、これは不合理な取引条件を付加する行為であること、また、被告はその標準必須特許と非標準必須特許、2G、3G と 4G 規格の標準必須特許、全世界における包括的ライセンス契約を原告に提示したが、これは抱き合わせ販売行為に当たること、さらに、双方の協議中に被告は突然、米国連邦裁判所と米国国際貿易委員会に対し同時に原告を起訴し、事実上、原告との取引を拒否する行為に及んだ、と訴えた。以上により、原告は三被告に対し直ちに不当高価格設定行為、差別対価、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加および取引拒絶等の独占民事権利侵害行為を停止するよう要求し、さらに経済的損失として人民元 2000 万元を連帯して賠償するよう請求した。

被告インターデジタルは以下のような答弁をした。第一に、IDC はファーウェイの主張する関連市場の画定を認めておらず、IDC 自身の必須特許がカバーする技術のみによってはいかなる末端製品も製造することができない。本件における関連の地域市場とは全世界の市場を指し、ファーウェイが画定する中国市場と米国市場ではない。第二に、IDC は関連市場において市場支配的地位を有してはおらず、競争力を排除し、制限する能力はない。第三に、IDC には『独占禁止法』に違反する、いかなる競争制限行為もない。第四に、IDC は実際、ファーウェイに何の損害ももたらしてはいない。

第一審では審理を経て次のような判決が下された。原告ファーウェイにより関連市場の範囲について以下のような主張がなされた。「関連の地域市場は中国市場と米国市場であり、関連の商品市場は被告インターデジタルが 3G 無線通信技術における WCDMA、CDMA2000、TD—SCDMA 規格下のすべての必須特許ライセンス市場からなる集合体であり、被告の中国と米国における 3G 無線通信技術規格（WCDMA、CDMA2000、

⁴出典：広東省高级人民法院判決書（2013）粵高法民終字第 306 号、原文は以下参照。
<http://www.gdcourts.gov.cn/ecdomain/framework/gdcourt/jndbijapddneboelcfapbecpepdnhbe.jsp?wsid=LM4300000020140417030902158689&sfcz=0&ajlb=5>

TD—SCDMA) のすべての必須特許ライセンス市場は、すべて一個の独立した関連市場を構成し、本件の関連市場はその個々の独立した関連市場の集合体である」。原告の画定した関連市場の範囲を認める。そして 3G 規格における各々の必須特許の独占性と代替不可能性については、被告は 3G 規格におけるすべての必須特許ライセンス市場において完全なシェアを有し、その他事業者の関連市場への参入を阻止またはこれに影響を与える能力を有している。それゆえ、法院は、被告が原告の画定した関連市場において支配的な地位を有すると認める。

必須特許のライセンス交渉において、必須特許権者はその必須特許の許諾条件に関する情報を把握していたが、交渉の相手方はそれらの取引情報を把握しておらず、双方の情報が非対称だった。そのため、必須特許のライセンス契約取引の実現には、必須特許権者が契約の締結とその履行に関し、公正、妥当かつ無差別な (FRAND) 条件という原則を遵守することが必要であった。被告がアップルやサムスン等の会社に提示した特許ライセンス条件と、被告が原告に対して提示した契約条件と比較してみると、ロイヤルティーを一括払いする場合を基準としても、またはロイヤルティ料率を基準としても、被告の原告に対するロイヤルティーはアップルやサムスン等の会社に比べてはるかに高額であった。被告はさらに原告に対してその所有する特許の無償ライセンスを要求しており、これにより余分の利益を得ようとしたことは、被告側に不当高価格設定行為や差別対価があったことを示している。原告が被告との交渉中ずっと善意の状況にあり、被告が米国で訴訟を提起したのは、原告に過度に高額な特許ライセンス取引条件を強制的に受け入れさせるためであり、これは性質上、取引拒絶行為には当たらないが、原告に過度に高額な特許ライセンス取引条件を強制的に受け入れさせるための手段である。また、被告はその必須特許ライセンス市場下での支配的地位を利用し、必須特許と非必須特許の抱き合わせ販売をしたのは、市場における支配的地位の濫用に当たる行為である。ただ、原告が主張する被告の 2G、3G と 4G 標準必須特許の、全世界包括的ライセンス契約が抱き合わせ販売に当たるという点については、根拠に乏しいとして棄却された。

以上により、第一審裁判所は法に基づき、三被告が共同して独占民事権利侵害行為をしたものとし、共同して独占民事権利侵害行為をした法律的责任を負わなければならないとして、三被告に、原告に対して行った不当高価格と抱き合わせ販売の独占民事権利侵害行為を直ちに停止し、さらに原告に対し経済的損失として連帯して人民元 2000 万元を賠償するよう命令し、原告のその他の訴訟請求を退けた。判決後、原告・被告の双方はともに一審判決を不服として上訴した。2013 年 10 月 21 日、広東省高級人民法院は結審し、上訴棄却、原審判決を維持する判決を下した。

本件は中国で初めて原告が完全勝訴した独占禁止民事訴訟案件であり、中国の裁判所が受理した案件の中で、必須標準特許ライセンスに関して生じた初の独占行為をめぐる争訟であった。本案件は知的財産権領域の最前線における法律上の難題として、中国国内外からの注目を広く集め、最高人民法院は本案件を「2013 年度全国法院十大注目案件」の一つとして選出した。本案件は特許権の保護と独占禁止の間の合理的なバランスを試みたもので、標準必須特許に関連する場合に、関連市場をどのように画定し、またどのように不当高価格と抱き合わせ販売の存在を認めるかといった難問について討議された。結論については部分的に学術上討論の余地があるところではあるが、本件判決は世界において標準必須特許領域における独占的行為訴訟の判断基準を築いたという点で重要な意義を持っている。

(二) 国家發展改革委員会の米国クアルコム社による市場支配的地位濫用審査事件⁵

⁵ 参考資料：国家發展改革委員会行政処罰決定書 [2015]1 号。国家發展改革委員会価格監督検査と独占

2013 年 11 月、国家發展改革委員会は告発に基づき、米国クアルコム社に対する独占禁止に関する調査に着手した。調査段階において、国家發展改革委員会は数十社の中国国内外の携帯電話生産企業とベースバンドチップ製造企業に対して綿密な調査を行い、クアルコム社が価格独占等の行為をしていたことを裏付ける証拠を入手した。また、クアルコム社側からの陳述と弁明も十分に聴取し、クアルコム社による関連行為が中国『独占禁止法』で禁止されている市場支配的地位濫用行為に当たるかどうかについての研究と論証を行った。

調査・取り調べ、分析論証を経て、クアルコム社は CDMA、WCDMA、LTE 無線通信規格の標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有し、並びに以下のような市場支配的地位濫用行為をしていたことが分かった。第一に、不当に高額なロイヤルティを徴収していた。クアルコム社は中国企業に対し特許許諾を行う際に特許リストを提供することを拒み、期限切れ特許を特許ポートフォリオの中に含めており、ロイヤルティを継続的に徴収していた。同時に、クアルコム社は中国のライセンシーに対し、ライセンシーの所有する関連特許についてクアルコム社に無償で提供するように要求し、ロイヤルティからクアルコム社へのライセンスの価値を相殺すること、またはその対価を支払うことを拒んだ。その他、かつて非標準必須特許のパッケージライセンスを強要したことがある中国のライセンシーに対し、クアルコム社は高額のロイヤルティ料率を維持するとともに、携帯電話端末全体卸売純価格に応じてロイヤルティを徴収した。これらの要素が重なり、過度に高額なロイヤルティが発生していた。第二に、正当な理由なくして非無線通信標準必須特許の抱き合わせ販売を行った。特許ライセンスにおいて、クアルコム社は性質の異なる無線通信標準必須特許と非無線通信標準必須特許とを区別して他者にライセンスすることをせず、無線通信標準必須特許ライセンス市場における支配的地位を利用して、正当な理由なく非無線通信標準必須特許ライセンスの抱き合わせ販売を行った。中国の一部のライセンシーはクアルコム社から非無線通信標準必須特許ライセンスを受けるよう強要された。第三に、ベースバンドチップ販売において不合理な条件を付加した。クアルコム社は特許ライセンス契約を締結して、これに関する訴訟を提起しない（不爭条項）を、中国のライセンシーがベースバンドチップの供給を受ける条件としていた。もし潜在的なライセンシーが上記の不合理な条項を含む特許ライセンス契約を締結しない場合、またはライセンシーが特許ライセンス契約に対して紛争を起し、訴訟を提起した場合は、クアルコム社はベースバンドチップの提供を拒否していた。クアルコム社がベースバンドチップ市場において支配的地位を有していたため、中国のライセンシーのベースバンドチップに対する依存度は高く、クアルコム社はベースバンドチップの販売時に不合理な条件を付加して、中国のライセンシーに不公平かつ不合理な特許ライセンス条件を受け入れるよう強要した。

クアルコム社の上記の行為は、市場競争を排除又は制限し、技術革新と発展を阻害し、消費者の利益を損なうものであり、市場支配的地位を有する事業者が不公平な高額代金で商品を販売し、正当な理由なく商品の抱き合わせ販売を行い、取引において不合理な取引条件を付加することを禁止した、中国の『独占禁止法』の規定に違反するものである。

独占禁止調査の過程において、クアルコム社は調査に協力し、自ら抱き合わせ販売については是正措置案を提出した。これらの是正措置はクアルコム社の無線標準必須特許ライセンスについてであり、以下の内容を含んでいる。(1) 中国国内で使用するために販売する携帯電話端末については、完成品全体の卸売価格の 65%を計算の基礎としてロイヤル

ティーを徴収する。(2) 中国のライセンシーに対して特許ライセンスを行うとき、特許リストを提供し、期限切れ特許のロイヤルティーを徴収しない。(3) 中国のライセンシーに対して、クアルコム社への無償でのライセンスを要求しない。(4) 無線標準必須特許ライセンスを行う際、正当な理由なく非無線通信標準必須特許ライセンスの抱き合わせ販売を行わない。(5) ベースバンドチップを販売する場合、中国のライセンシーに対し不合理な条件を含むライセンス契約の締結を要求せず、特許ライセンス契約についての訴訟を提起しない合意を、中国のライセンシーにベースバンドチップを供給する条件としないこと。クアルコム社の提出した是正措置案は国家発展改革委員会の決定と是正要求を満たすものであった。

クアルコム社の市場支配的地位濫用による独占行為は性質上重大で、程度も深刻であり、またその状況が継続された期間も長かったため、国家発展改革委員会はクアルコム社に違法行為を停止するよう命令すると同時に、法に基づきクアルコム社に対して 2013 年度の中国における売上高の 8%、計 60.88 億人民元を制裁金として課した。

本事件は中国の『独占禁止法』が 2008 年 8 月 1 日に施行されて以来、制裁金が最高額で、かつ中国国内外で最も注目を集めた案件であり、中国独占禁止法の執行において里程碑の意味を有するものとなった。本事件は標準必須特許の問題にかかわるもので、その処理結果はクアルコム社の無線通信業界における長期にわたる独占行為を正し、同類の企業に対して警告となる役割を果たし、当該業界における公平な競争を効果的な仕方で促進し、消費者の利益を保護するものとなった。全世界を範囲とする独占禁止法の執行についていえば、中国の法執行機関も本事件においてその決意と実行能力を示し、中国が知的財産権保護を重視するとともに、いかなる知的財産権の濫用による競争排除・制限行為にも毅然と反対する決意でいることを明らかにした。

(三) 商務部の企業結合独占禁止審査における知的財産権問題⁶

2008 年 8 月の『独占禁止法』施行から 2015 年 9 月末まで、商務部は企業結合についての届出 1,380 件、立件 1,295 件、結審 1,222 件を受けた。結審となった案件の中で、無条件承認は 1,196 件、禁止は 2 件、条件付承認は 24 件であった。条件付承認案件の中で、少なくとも 10 件は知的財産権関連のものであり、これには 2012 年のグーグルのモトローラ買収案件と 2014 年のマイクロソフトによるノキア買収案件が含まれている。

グーグルのモトローラ・モビリティ買収案件において、グーグルの Android（アンドロイド）OS とモトローラのスマートフォンの間で垂直統合が存在し、同時に下流市場における競争を排除する可能性があった。本件で最後に到達した救済措置のうちの一つは、モトローラ・モビリティのモトローラ・モビリティ関連特許分野における公正、妥当かつ無差別な（FRAND）条件に関する義務を引き続き履行するようグーグルに要求し、グーグルは無償かつオープンな条件下で Android プラットフォームをライセンスする、というものであった。

マイクロソフトのノキア買収案件においては、マイクロソフトの Android 携帯電話端末特許市場において 81 件の特許と 235 件の非標準必須特許を有しており、携帯電話端末生産企業の Android OS に対する依存度は高く、このためマイクロソフトは特許ライセンスを通してスマートフォン下流市場を制限する能力を有していた。そしてノキアはスマートフォン関連の 1,713 件の標準必須特許と 5,467 件の非標準必須特許を有していた。買収完了後、ノキアはスマートフォンの生産業務に従事することはなく、純粋な特許所有者とな

⁶ 「2015 第四期『中国競争政策フォーラム』及び知的財産権と独占禁止国際シンポジウム要約」、商務部独占禁止局尚明局長発言部分、「競争政策研究」2015 年第 3 期、6-8 ページに登載。商務部独占禁止局ウェブサイト (<http://fldj.mofcom.gov.cn/>) を参照。

り、その他の特許ライセンサーとの相互ライセンスを受ける必要もなくなったが、相互ライセンスの必要性も一つの重要な抑制力となっていた。商務部は審査後、最終的な救済措置としてマイクロソフトとノキアが標準化機関に対して行った意思表示を引き続き履行し、FRAND 条件に則り標準必須特許を許諾することに関し確認を行った。同時に、ロイヤルティ料率にも制限を加えた。

前述した 2015 年 9 月以降、商務部は 2015 年 10 月 19 日に条件付承認を行ったノキアのアルカテル・ルーセント株買収案件においても、知的財産権の救済措置が関連した。当案件において、商務部は審査の際に、結合する当事者双方が無線ネットワークアクセスデバイス、コアネットワークシステム装置、ネットワークインフラサービス市場において水平統合が存在すると分析し、結合後にノキアが所有する通信標準必須特許が引き起こしかねない競争問題について考察した。審査結果が示すところによると、ノキアはその掌握している標準必須特許によって市場競争を排除又は制限する可能性があるとした。この二社はいくつかの国際標準化機関に参加し、2G、3G と 4G 規格を含む主要な通信標準の策定にも参加している。結合後、ノキアが 2G、3G 通信標準必須特許ライセンス市場において有するシェア比率は第一位となる。この結合は中国のモバイル端末製造市場と無線通信ネットワークデバイス市場における競争の局面に変化が生じさせる可能性があり、最終的に消費者の利益を損なう可能性がある。M&A 両当事者の提出した約束案に基づき、商務部は本件を条件付きで承認し、ノキアに標準必須特許ライセンスにおいて引き続き FRAND 原則を遵守し、さらに標準必須特許に基づく差止命令の執行と標準必須特許譲渡等の問題に関する約束を求めた。商務部は当該約束について引き続き監督を行っている。

商務部が付加した知的財産権関連の制限的条件には、主に以下の種類の事項が含まれる。一つ目は FRAND 原則の堅持である。ライセンサーが標準化団体に対して行った、公正、妥当かつ無差別な条件でライセンスをするという意思表示を実践するよう要求するものである。二つ目は、差止命令の使用制限である。ライセンサーが、標準必須特許の許諾において、善意の潜在的ライセンサーに対し、差止命令による救済を求めないよう要求するものである。三つ目は、抱き合わせ販売の禁止である。標準必須特許のライセンサーが特許ライセンスを行う際に、ライセンサーが非標準必須特許を受け入れるかどうかを前提としないことを要求するものである。四つ目は、第三者である譲受人に対する制約である。標準必須特許の保持者が標準必須特許を譲渡する場合、第三者譲受人に対して標準化団体と商務部に対して行った確約事項を引き続き履行するよう要求しなければならない、そうでなければ譲渡を行ってはならないとしている。

三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の主な内容

独占禁止法の執行機関が知的財産権領域においてより良い仕方で法執行を行い、法執行の透明度を高め、関連事業者が正しく知的財産権を行使するのに資するため、早くも 2009 年 3 月に国家工商行政管理総局は、『知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン』（以下『ガイドライン』という。）の研究・起草活動を開始した。しかし後に、中国における独占禁止法の実施期間が短く、知的財産権領域における独占禁止法の実施上の実践経験も限られており、このタイミングで中国の実情に即し、内容も全体を網羅し、かつ体系的に完成した知的財産権領域での独占禁止法執行のガイドラインを公表するには条件的にまだ機が熟してはいないが、現に存在している知的財産権濫用による競争の排除又は制限の疑いある行為には規制が加えられる必要があることを考慮して、国家工商行政管理総局は『ガイドライン』の研究・策定を継続すると同時に、自らの職責に立脚して

部門での規則策定作業を開始し、知的財産権を濫用し、競争を排除し、又は制限する行為に対して規制を加えることとした。2015年4月7日、国家工商行政管理総局は『知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定』（以下『規定』という。）を公布し、2015年8月1日より施行した。以下、その中から関連するいくつかの問題について紹介し、分析する。

（一）『規定』により明確化されたいくらかの基本認識

『規定』は関連する具体的な制度規則を確立しているだけでなく、いくつかの重要な原則や理念を整理している。これは、知的財産権領域における独占禁止規則の正確な理解と合理的な適用において重要な意義を有する。

1. 独占禁止と知的財産権保護との関係

知的財産権領域において独占禁止法を実施する上で、最初に独占禁止と知的財産権保護との関係を明確に把握する必要がある。なぜなら、この関係についての認識の偏りは、実践の局面においてある一方向への過度の偏りを生み出す可能性があるからである。これについては、『規定』第2条で次のように明確に述べられている。「独占禁止法と知的財産権保護は、イノベーションと競争の促進、経済効率の向上、消費者利益および社会公共利益の擁護という共通の目標を有する」。「事業者が知的財産権に関する法律又は行政法規の規定により知的財産権を行使する行為には、『独占禁止法』は適用しないが、知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為には、『独占禁止法』が適用される」

これは、独占禁止（知的財産権を濫用し競争を排除又は制限する行為への規制）と知的財産権の保護は本質的に一致しており、両者が相互に補完し合い共通の目的を実現する関係にあることを示している。

2. 知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の境界線と理解について

工商行政管理機関の独占禁止分野における現段階での職責に基づき、『規定』第3条第1項では次のように規定されている。「本規定における知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占行為（価格独占行為は除く）を指す」

したがって、知的財産権の濫用と独占は同じものではなく、ましてや市場支配的地位の濫用とも異なる。知的財産権の濫用は知的財産権法そのものに違反している可能性があり、さらに不正競争防止法に違反している可能性もあり、そして当然のことながら、独占禁止法にも違反している可能性もある。たとえ知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為が独占行為を構成するとしても、それは市場支配的地位の濫用行為を構成するだけでなく、独占協定行為または競争を排除又は制限する企業結合行為である可能性もある。

3. 知的財産権と市場支配的地位の関係について

『規定』第6条第2項は次の通り規定している。「市場支配的地位は、『独占禁止法』第18条と第19条の規定により認定と推定が行われる。事業者が知的財産権を有することはその市場支配的地位の認定要素の一つとなり得るが、事業者が知的財産権を有していることのみを根拠に、関連市場において市場支配的地位を有するとは推定されない」

これについては、各国の知的財産権と市場支配的地位との関係に関する理解と一致している。これは、独占禁止法が知的財産権領域に適用される場合、関連する行為に対し独占禁止法の通常の枠組みのもとで分析を行うことを意味し、知的財産権固有の独占性のために知的財産権の行使に特別の制約が課せられるわけではなく、法律が知的財産権を守るので知的財産権の行使行為について寛大に処置されるというわけではない。

4. 知的財産権に関係する関連市場について

『規定』第3条第2項は次の通り規定している。「本規定における関連市場とは、関連の商品市場と関連の地域市場を含むものであり、『独占禁止法』と『国务院独占禁止委員会の関連市場の定義に関するガイドライン』により定義され、かつ知的財産権やイノベーション等の要素の影響を考慮されたものである。知的財産権許諾等にかかわる独占禁止法の執行業務において、関連の商品市場は技術市場であっても、特定の知的財産権の行使にかかわる製品市場であってもよい。関連の技術市場とは、知的財産権の行使にかかわる技術と、相互に代替可能な既存類似技術との競争によって構成される市場を指す」

これは知的財産権がかかわる場合に、どのように関連市場を画定するかについての基本原則と方法を明確にしたものである。

(二)『規定』が確立したいくつかの重要な制度

具体的な制度においては、『規定』は価格以外の知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為の独占禁止規制に関して対応する規定を定めており、独占協定の禁止にかかわる規則だけでなく、市場支配的地位の濫用禁止規則にも関連しており、多くの注目すべき点がある。以下はそのうちの四つの重要な分野である。

1.セーフ・ハーバー・ルールについて

セーフ・ハーバー・ルールについては『独占禁止法』の中に明確な規定はなく、過去の法執行細則の中にも現れていない。しかし、この規定は『立法法』の規定に適合しているのみならず、中国の知的財産権領域における『独占禁止法』の執行の透明度と明確性を大いに高めるものであり、同時に国際的な独占禁止に関する動向に沿ったものでもある。

『規定』第5条は、「事業者による知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、『独占禁止法』第13条第1項第(6)号および『独占禁止法』第14条第(3)号の禁止する独占的行為としては認定されない。ただし、当該協定に競争排除、制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。(一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が四つ以上あること。(二) 事業者と取引相手方の関連市場における市場シェアが30%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が二つ以上あること」

2.ライセンス拒絶規則について

『規定』においてライセンス拒絶に関わるべきか否かが、意見聴取過程において討議が最も白熱する問題の一つであった。ある国々の政府と企業代表がこの分野の規定を削除するよう強く要求したが、『規定』には最終的にライセンス拒絶に関する内容が保留された。ただし、その制限は比較的狭い範囲においてである。一面において、ライセンス拒絶は取引拒絶の知的財産権領域における一種の具体的表現方法であり、『独占禁止法』が取引拒絶は違法である可能性があると規定している以上、ライセンス拒絶も同様に違法となる可能性がある。他方で、知的財産権そのものが排他性を有しており、かつ競争の維持とイノベーションの促進との間のバランスに関係するため、ライセンス拒絶が違法を構成するという認定を行う際の基準は確かにある程度より厳格であるべきであるといえる。

『規定』の第7条はライセンス拒絶に関する規定である。「市場支配的地位を有する事業者は正当な理由がない限り、その知的財産権が生産事業活動にとって不可欠な施設となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶することにより、競争の排除又は制限を行ってはならない」。「前項の行為を認定するに当たり、同時に以下の要素を考慮しなければならない。(一) 関連市場には当該知的財産権の合理的な代替品がなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者に不可欠であること。(二) 当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場にお

ける競争またはイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者の利益または公共の利益を害する。(三) 当該知的財産権の許諾が当該事業者に対して不合理な損害をもたらさないこと」

3. パテントプール規則について

パテントプールは最近 10～20 年来で特許権者が一般的に用いてきた一種の権利実現方法である。パテントプール設立行為の性質の認定は、パテントプールに関し独占禁止法を実施する点でまず解決する必要がある基本的な問題である。なぜなら、これはパテントプールそのものの存在が合法的であるか否かに直接関係するからである。またこれは異なる国家（地区）、異なる時期によって異なる分析と原則をもって処理される。現在、各国はパテントプールの積極的作用を承認し重視しているだけでなく、潜在する反競争的效果を防止するよう注意し、独占禁止法を運用して事業者がパテントプールを利用して競争の排除又は制限行為に携わることを禁止している。

『規定』第 12 条ではパテントプールについて以下のように規定している。「事業者は知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除又は制限する行為をしてはならない」。「パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して生産量や市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、『独占禁止法』第 13 条、第 14 条に禁止される独占協定を成立させてはならない。ただし、成立した協定が『独占禁止法』第十五条の規定に該当することを事業者が証明できる場合は、この限りでない」。「市場支配的地位を有するパテントプールの管理組織は正当な理由がない限り、パテントプールを利用して次に掲げる市場支配的地位を濫用する行為をし、競争を排除又は制限してはならない。(一) プールの参加者が、独立したライセンサーとしてプール外の者に特許許諾することを制限すること、(二) プールの参加者またはライセンサーが独自に、または第三者と提携してプールした特許と競合する技術の研究開発することを制限すること、(三) ライセンサーに、その改善または開発した技術をパテントプールの管理組織またはプールのメンバーに独占的にグラントバックするよう強要すること、(四) ライセンサーがパテントプールにある特許の有効性について疑義を提起することを禁止すること、(五) 同じ条件にあるパテントプール参加者または同じ関連市場に存在するライセンサーに対して、差別的な取引条件を設定すること、(六) その他国家工商行政管理総局が認定する、市場支配的地位を濫用する行為」。「本規定におけるパテントプールとは、2 または 2 以上の特許権者が各自に所有している特許について、ある種の形式を通して共同で他の第三者に対してライセンスを行う協定上の措置を指す。その形式としては、それを目的に設立される専門の合資会社であっても、プールのある参加者またはある独立した第三者に管理を委託してもよい」

4. 特許の標準制定と実施に関連する規則について

特許の標準制定と実施の過程において、市場競争の排除又は制限に関する問題が発生することは避けられない。この分野の問題には異なる表れ方があり、特許公開義務の違反と虚偽の約束が引き起こしかねない独占禁止問題、および公正、妥当かつ無差別な (FRAND) 条件という原則の違反が引き起こしかねない独占禁止問題は、そのうちで最も典型的で際立った表れ方と言える。この二方面において独占禁止法の市場支配的地位濫用禁止制度の枠組みにおいて分析を行い、その関連した特殊な部分を重点的に把握する必要がある。

『規定』第 13 条は特許の標準制定と実施に関連した規定であり、以下のように定められている。「事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争を排除又は制限する行為をしてはならない」「市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由がないのに、標準の制定と実施の過程において、次に掲げる競争を排除又は制限する行為をしてはならない。(一) 標

準策定に参画する過程において、意図的に標準化団体にその権利情報を開示しない、またはその権利を放棄すると明確にしたにもかかわらず、ある標準が当該特許権にかかわる場合、当該標準の実施者にその特許権を主張すること。(二) その特許が標準必須特許になった後、公正、妥当かつ無差別な条件の原則に反してライセンス拒絶を行い、商品の抱き合わせ販売または取引時にその他の不合理な取引条件を付加する等の行為により競争を排除又は制限すること」。「本規定における標準必須特許とは、当該標準を実施する上で必要不可欠な特許のことを指す」

四、中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定状況

(一) 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン策定の必要性と実現可能性

国家工商行政管理総局が前述した『規定』を發布、実施しているものの、当該規定の登場は中国における知的財産権に関する独占禁止ガイドラインの策定に取って代わるものではない。当該規定は中国の三つの独占禁止法執行機関の一つである国家工商行政管理総局から出された部門規章に過ぎず、その効力には限界があり、適用範囲も工商行政管理機関の独占禁止法執行活動に限定され、国家發展改革委員会とその授權機構が行う価格独占禁止法の執行活動、商務部の企業結合独占禁止審査活動は範囲に含まれない。別の方面については、部門規章の立法権限と形式のため、当該規定に関連する内容にはまだ限界があり、かつ十分に分析が繰り広げられていない問題が数多く存在し、法執行機関と事業者を指導するにもなお限界がある。これに基づき、中国は現在、知的財産権の濫用に関する独占禁止法ガイドラインを切実に必要としている。

中国は現在、知的財産権濫用に関する独占禁止法ガイドラインを制定する必要性があるだけでなく、制定を実現できる状況にもある。まず、比較的早くに独占禁止法を制定・実施した国と地域（米国、欧州連合、日本等）は、さらに早い段階で知的財産権保護と独占禁止の協調という難題に直面しており、同時に模索する過程において独自に知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定、実施しているため、中国はこれらのより成熟した経験を参考にできる。次に、中国の関連する独占禁止法執行およびその司法的実践により、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定において、中国本国における実践上の経験も提供された。中国独占禁止法の実施期間は短く、知的財産権にかかわる独占禁止案件も少ないとはいえ、すでにそれらの経験を有しており、深圳中級人民法院と広東高級人民法院が判決を下したファーウェイ対 IDC 事件にせよ、または国家發展改革委員会のクアルコム審査事件にせよ、国際的に最前線と言える領域において中国としての回答を提出しており、中国国内外において非常に大きな注目を集め、広範な影響を与えた。またこの事件は、いくつかの国や地域において独占禁止法執行および司法的実践の手本とされている。これは疑いなく、中国における知的財産権濫用に関する独占禁止法ガイドラインを策定するための貴重な経験を積んだということを意味しており、またさらに今後解決すべき重要な点と難問をも提起したのである。さらに、中国の知的財産権濫用に関する独占禁止に関連した規定の登場は、知的財産権濫用に関する独占禁止法ガイドラインを策定する上で重要な立法経験を与えるものとなった。実際、『規定』そのものはガイドラインとして制定されたものであり、4、5 年にわたる研究起草の後、多くの分野にわたる考察を経てガイドラインとして登場し、一種の試験と最初の成果として世に送り出されたものである。それで、次のステップは、規則の策定により得られた経験と教訓を生かし、さらに全面的、かつ具体的な知的財産権濫用に関する独占禁止法ガイドラインを策定すること

である。

立法とは本来、たゆみなく内容を充実させ、整備していくプロセスである。今後、中国においてガイドラインを制定する過程において、まだ問題の本質が見極められていない部分については当面含めないこととし、将来適切でないと明らかにされる内容については、適宜修正を加えられ、さらに整備されていくだろう。

(二) 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定の主体、形式と構成

1. 策定の主体

関連領域を細分化し独占禁止を規定する立法文書として、採用できる形式には多くの選択肢がある。最高人民法院の司法解釈の他に、主要なものとして行政法規、行政規則とガイドライン等がある。そのうち、国務院の制定する行政法規には高い効果を有するという特徴があるが、その規定する事項は比較的原則ベースとなり融通のきかない部分があるため、知的財産権に関連する領域における独占禁止法の執行について非常に明確で具体的な規定を行うことはやや難しい。行政規則には、単一の部門が策定した規則といくつかの部門が共同で策定した規則が含まれる。前者の限界性は前述した通りであるが、過渡的で応急的な措置を行う場合にのみ採用されるものであり、後者は（例えば独占禁止法の二つか三つの執行機関が共同して策定する独占禁止規則）適用範囲の問題を解決できるものの、なお形式と内容上における限界性を有し、完全に必要を満たすことはできない。『独占禁止法』が特別に規定する『独占禁止ガイドライン』だけが、この分野での立法文書の形式として最も適している。これは、独占禁止法の執行作業が専門性の高い仕事であるため、事業者の行為が競争を排除又は制限し、独占的行為を構成するかどうか、実際の市場競争の状況に基づいて経済分析等の方法を運用して判断を行う必要がある。その他の多くの国と関連国際組織の実際の方法からすると、独占禁止法は独占禁止の基本制度の枠組みを構築するのみで、具体的で操作性のある内容については、権威となる機構の制定する独占禁止ガイドラインに頼って解決する必要があることが分かる。

『独占禁止法』第9条の規定によれば、「独占禁止ガイドラインの制定、発布」は国務院独占禁止委員会の職責の一つであるため、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインも国務院独占禁止委員会が制定し、発布しなければならない。このガイドラインは三つの独占禁止法執行機関が適用することのできるものである。『独占禁止ガイドライン』は中国の『立法法』に規定するいかなる法律規範形式にも属さないとはいえ、その発布機関の権威性と内容の実用性から、その実際の効力は往々にして同類の規則と比べて大きいものとなる。

国務院独占禁止委員会がただ単に独占禁止業務の組織、調整、指導を担当するに留まり、具体的な独占禁止法執行業務については責任を負っていないことから、関連するガイドラインの具体的な起草作業は関連する国務院独占禁止法執行機関が受け持つことになる。具体的な取り扱いにおいて、一つの法執行機関が先頭に立って起草を行うか、あるいは三つの独占禁止法執行機関が個別にまたは共同して起草を行うかに関わらず、必要な調整を行う必要があり、少なくとも国務院の三つの独占禁止法執行機関から一致した意見が得られた後に正式な本文を作成し、国務院独占禁止委員会の審議を通過することになる。

2. 文書の形式

文章の形式上、独占禁止ガイドラインと関係の行政法規、行政規則との間にはあまり大きな違いはない。独占禁止ガイドラインは一般的に行政法規と行政規則のように直接的に行為者の具体的な権利義務を定める方式を採っておらず（多くは禁止規範である）、関係する行為に対する態度、また独占禁止分析における原則と方法等を明確に説明することを

重視している。あるものは、このようなガイドラインにおいて仮の事例を挙げて、いかなる状況のもとでいかなる行為が合法または違法とされるかについて例を挙げて説明しており、関係する行為について事業者が法律的な面での想定がしやすくなっている。例えば、米国司法省および米国連邦取引委員会が 1995 年に共同で発布した『知的財産権ライセンスに関する反トラストガイドライン』において 10 の典型的な仮設事例を掲載している。

中国において知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定するに当たり、その文書上の形式が、行政法規や行政規則等の正式な立法文書と異なることに留意し、相対的で柔軟性のある、より融通のきく文章形式を採用し、独占禁止関連機関が知的財産領域にかかわる独占禁止法執行における基本的な態度、また関連する分析を行う際の原則と方法（代表的な行為の比較システムと専門的な分析意見を含む）を明確に説明することに重点を置くべきである。しかし、中国の知的財産権領域における独占禁止法執行経験がまだ非常に乏しいことを考えると、最前線となる問題の分析には模索と過渡性という要素が含まれ、さらに立法文書の形式を刷新するにも、一般に受け入れられるかどうかという問題があるため、現段階では仮設事例を用いる文書方式は採用しないこととする。もちろん、今後、実践経験が比較的十分な程度まで蓄積されたときに、ガイドラインの修正という方法を通して典型的及び指導的な意味合いを含む仮設事例を増補していくことができるであろう。

3.構成の選択

知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定することの主要な目的は、知的財産権の保護と独占禁止の間の基本的な関係と、知的財産権にかかわる領域において独占禁止法執行を行う上での基本原則と立場を明確にし、同時に知的財産権の行使にかかわる関連行為について独占禁止分析を行い、それによって明確かつ具体的に合法と違法の境界線を説明することである。このために、関連する行為について類型化を行い、合理的な論理構造を選択する必要がある。

知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為について異なる角度から分析の類型化を行うことで、異なるガイドラインの本文構造を形成させることができる。

まず、異なる種類の知的財産権という角度から着手する。すなわち特許権、著作権、商標権と営業秘密等、それぞれ異なる種類の知的財産権のうちその各々の特徴から個別にこれらの知的財産権を行使する過程における注意すべき問題を分析する。この種の分析手法は焦点を定めるのに有効であり、特に独占禁止法による知的財産権濫用行為の規制と、知的財産権法そのものの知的財産権の濫用行為に対する規制とを重ね合わせることで、各々の知的財産権に対する法律規制を全面的に示し、また当事者が関連する法律規則を理解し遵守する上で助けとなる。

次に、知的財産権の濫用による競争の排除又は制限の異なる分野という角度から見てみる。つまり反競争的な知的財産権の獲得、使用または許諾の拒絶（権利者の関連市場における競争の阻害と、隣接市場における競争の阻害を含む）、許諾上のプロセス（不爭条項、独占的グラントバック条項および包括実施許諾等を含む）および紛争の解決中における競争の制限行為等、異なる分野について個別に分析を行う。この分析手法は知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の主要な特徴を把握し、それらの特徴に対して各種の知的財産権の行使に対応した規則を策定するのに役立つ。

さらに、独占禁止法が制する異なる形態の独占行為、という角度から見てみる。つまり、独占協定、市場支配的地位の濫用と企業結合という異なる形態から個別に分析を行う。この分析手法は、完全に独占禁止法そのものの特長と内容という視点から、知的財産権が行使される過程での行為をその個別の形式にしたがって、それぞれの形態の独占的行為に分

類して分析を行う方法で、独占禁止法の角度から知的財産権の濫用行為を規制するという特性が十分生かされており、また『独占禁止法』で規定される基本的な実体上の制度とも対応している。

上述した3種類の分析手法とその本文の構成にはそれぞれの長所があるが、それらは必ずしも完全に独立しているわけではなく、しばしば内容が入り混じるが、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインとして、独占禁止法の規制するあらゆる形態の独占行為という角度から分析を行い、その上でさらに『独占禁止法』の規定する3種類の独占行為に対応するガイドラインの構造を形成するのがより適切であろう。もちろん、この種の構造においても、それぞれの形態の独占行為の分析において、異なる種類の知的財産権の特徴および競争の排除、制限の異なる分野から個別にさらに分析を行うこともできる。

(三) 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定の現状と展望

2015年、国務院独占禁止委員会は知的財産権濫用に関する独占禁止法ガイドラインの起草作業を開始し、かつ三つの独占禁止法執行機関がそれぞれの職責に基づき、個別に本文の起草を行い、その後当該委員会が統合及び修正作業をし、発布を行うことを決定した。現在、三つの独占禁止法執行機関がすでにそれぞれ版を起草し、各々の方法で各方面からの意見を求めているところである。

国家発展改革委員会『知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン』（意見募集稿）は2015年10月下旬に意見募集を開始した。当該意見募集稿は「前文」、「基本的な問題」、「競争を排除し、又は制限するおそれのある知的財産権協定」、「知的財産権に係る市場支配的地位の濫用行為」、「標準必須特許に関連する知的財産権の行使行為」、「知的財産権に係る企業結合」（略）等の部分に分かれている。

商務部の『知的財産権に関連する企業結合の独占禁止法審査関連問題ガイドライン』（意見募集稿）は2015年11月、意見募集を開始した。当該公開草案には「目的」、「定義」、「さまざまな形態の企業結合審査において競争が知的財産権に関連する状況」、「企業結合の知的財産権に関する競争影響評価の分析手順と考慮要素」、「セーフ・ハーバー」、「採ることのできる救済措置」等の内容が含まれる。

国家工商行政管理総局「知的財産権濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関するガイドライン（第6稿）」（以下、「ガイドライン（第6稿）」という。）は2015年12月に意見請求を開始した。当該「ガイドライン（第6稿）」は主に以下の内容を含んでいる。第一に、前文でガイドラインを制定する必要性について説明している。第二に、第一章 総則部分は、独占禁止法と知的財産権の関係について明確にし、知的財産権の濫用と独占行為の関係、知的財産権を濫用し、競争を排除し、又は制限する行為の形態、知的財産権と市場支配的地位の関係、法律上の責任と救済、適用範囲について明確に説明する内容を含む。第三に、第二章 基本分析の枠組みは、分析方法、分析手順、分析要素、競争への影響等を含む。第四に、第三章 関連市場の画定では、関連市場の画定についての総則、関連技術市場、関連イノベーション市場等についての内容を含む。第五に、第四章 知的財産権の独占協定に関連する分野は、知的財産権に関連する独占協定の総則規定、競争者間での生産量制限、競争者間の価格制限、事業者間における技術研究開発の制限、独占的グラントバック義務、競争者間における市場分割、競争者間における共同のライセンス拒絶または取引拒絶、非競争者間での協定についての総則規定、非競争者間での価格制限、非競争者間のライセンシーに対する受動的販売の制限、知的財産権に係る独占協定を分析するに当たり考慮すべき要素、知的財産権に関連する独占協定におけるセーフ・ハーバー・ルール等の内容を含む。第六に、第五章 知的財産権に関連する市場支配的地位の濫用は、知的財産権のライセンス拒絶、知的財産権に関連する抱き合わせ販売、知的財産権

に関連する不合理取引等の内容を含む。第七に、第六章 知的財産権に関する事業者集中（具体的な内容は省略する）である。第八に、第七章 知的財産権に関連するいくつかの特定行為の独占禁止分析は、標準の制定と実施中に特許権を行使する行為についての一般分析、標準必須特許の差止命令による救済に関する独占禁止法規制、パテントプール、著作権管理団体の行為等の内容を含む。

この他に、国家知的財産権局『知的財産権領域における独占禁止法執行のガイドライン』（内部討論稿）も 2015 年 12 月に意見募集を開始した。当該内部討論稿は「総則」、「知的財産権領域における独占禁止法執行の基本分析の枠組み」、「一般形態の知的財産権行使行為の独占禁止分析」、「特定形態の知的財産権行使行為の独占禁止分析」と「附則」等、5 章にわたる。

国務院独占禁止委員会の取り決めの下、2016 年 1 月、以上四つの機関がそれぞれ各自のガイドライン草案を提出する。この後、当該委員会は専門家を招き調整と修正作業を行い、2016 年 6 月の発布を目指している。多年にわたる期待と準備を経て、中国の知的財産権濫用を規制する独占禁止ガイドラインが近い将来、世に問われることになるろう。